

政策的随意契約による役務の提供について（契約後公告）

「農福連携パンフレット」印刷業務について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和8年 10月 16日

福井県知事 石田 嵩人

1 随意契約した内容

- （1）契約名称 「農福連携推進パンフレット」印刷業務
- （2）業務内容 「農福連携推進パンフレット」印刷業務
- （3）履行期間 令和8年10月16日から令和9年2月26日まで
- （4）担当課及び履行箇所
福井県農林水産部園芸振興課
電話 0776-20-0433
- （5）契約金額 297,000円

2 契約の相手方

福井市光陽2-3-22
社会福祉法人 福井県セルフ 理事長 柑本 浩

3 契約年月日

令和8年10月16日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

5 担当課

住 所：福井市大手3-17-1
所 属：農林水産部園芸振興課
連絡先：0776-20-0433